

京都大学立看板規程第3条の「本学が別に指定する場所」を速やかに追加する体制について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年5月23日）

京都大学立看板規程第3条の「本学が別に指定する場所」については、確かに「京都大学立看板規程第3条の『本学が別に指定する場所』に吉田南4号館前が含まれていないことについて」に対するご回答にもありますように、「今後の運用状況も見ていく必要」があります。しかしながら、平成30年3月28日付「立看板の設置場所を定める規程」において指定されている各場所について比較すると、その人目のつきやすさには大きな差があると思われる、特に新生を対象とした立看板を設置する時期には、吉田南構内吉田グラウンド横の指定場所に設置団体が殺到し、そこに設置できなかった団体に大きな不満が残ることになりかねないと予想されます。

よって、このような事態を避けるためにも、総必要枚数にこだわらずにあらかじめ設置に適当な場所（特に吉田南構内）を多めに指定しておくか、吉田南構内吉田グラウンド横の設置場所等が満杯になったら速やかに（休日も含めておおむね1日以内に）指定場所を追加できるような体制を整備することを要望します。

【回答】（回答日：2018年6月21日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

6月13日HP掲載の「京都大学立看板規程に寄せられた意見等への対応について」で示しておりますように、新歓、11月祭の時期に立看板が著しく不足する状況が生じた場合、しかるべき場所に追加の設置場所を設けることを検討しております。